

「あま市子どもがつくる弁当の日条例(案)」に対するパブリックコメント実施要領

区 分	内 容
件 名	あま市子どもがつくる弁当の日条例（案）
目 的	本市では、子どもたちが自ら弁当をつくることで、食に関する人々の活動への理解を深め、保護者への感謝の気持ちを育みます。また、「食」を通じて、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育むための条例の制定に向けて、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いいたします。
意見の募集期間 (閲覧期間)	令和7年9月16日（火）から令和7年10月15日（水）まで
閲覧場所等	以下の場所にて閲覧 ○市役所市民活動スペース ○学校給食センター ※土・日曜・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで ※市公式ウェブサイトでも閲覧できます。
意見を提出 できる方	○市内に住所を有する方 ○市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ○あま市子どもがつくる弁当の日条例（案）に利害関係を有する方
意見の提出方法	次の内容を記載した用紙により、ご提出ください。 (様式は、閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。) <b>【意見等提出様式】</b> ○件名「あま市子どもがつくる弁当の日条例（案）」について ○住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は法人名） ○ご意見（趣旨・内容等）
意見の提出先	次のいずれかにより、ご提出ください。 ○持参の場合 市役所1階市民活動スペース及び学校給食センターの意見提出箱 ○郵送の場合 〒490-1206 愛知県あま市東溝口三丁目100番地 あま市学校給食センター 宛 ○FAXの場合 052-441-7677 あま市学校給食センター 宛 ○電子メールの場合 <a href="mailto:kyushoku@city.ama.lg.jp">kyushoku@city.ama.lg.jp</a> <b>○電子申請・届出システムの場合</b> <a href="#">こちらから⇒⇒⇒</a>
意見の取扱い 及び応答方法	○提出いただいたご意見などは、後日、市公式ウェブサイトで公表します。 (ご意見などの内容以外は公表しません。) ○ご意見などに関して個別の回答はいたしません。 ○電話や口頭での意見の受付は行いません。

